

やまなし 労働

労働
情報誌

YAMANASHI ROUDOU

目次

山梨県 産業労働部 労政雇用課

- 平成28年春季賃上げ要求・妥結状況(最終結果)及び夏季一時金要求・妥結状況(最終結果)について …… 2
- 人材の育成確保にジョブカード制度 …… 3
- 峡南高等技術専門学校入校生募集 …… 4
- 山梨県障害者職業能力検定 …… 5
- ストレスチェック制度の導入はお済みですか …… 6

2016年 秋号 No.663

山梨県最低賃金は22円の引上げ

時間額 737円→759円へ
平成28年10月1日(予定)から

※山梨労働局長が審議会答申どおりの引上げ決定を行った場合には、平成28年10月1日から1時間759円の最低賃金額が適用されることとなります。

お問い合わせ先 山梨労働局賃金室(055-225-2854)

山梨県U・I・Jターン促進事業費補助金

県では、県外から本県へのU・I・Jターンによるプロフェッショナル人材の還流を促進するため、県内の事業所において、プロフェッショナル人材の正式雇用に先立つ「試用就業」を実施する場合、一定期間、受け入れに要する費用の一部を補助します。

■ 補助対象事業者

山梨県内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の要件に該当する会社法上の「会社（有限会社含む）」及び「個人事業者」）が対象です。

■ 主な補助要件

- (1) 対象となる試用就業期間は、3ヶ月以内。
- (2) 補助対象事業者が、原則、プロフェッショナル人材を試用就業期間満了後に県内事業所において正規雇用とし、又は正規雇用後の試用就業期間を満了すること。
- (3) 試用就業を実施する前または実施した後（県内事業所において正規雇用となった場合に限る）に、原則、プロフェッショナル人材は県内へ移住すること。

■ 補助対象経費 補助対象事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る以下の経費

- ① 給与（給料、各種手当、賞与）
- ② 移転費用（引越費用等）
- ③ 社会保険料の補助事業者負担分

■ 補助率 補助対象経費の1/2以内（ただし、千円未満の端数は切り捨て）

■ 補助限度額 1人の試用就業につき75万円（ただし、1社あたり1人を限度）

詳しくは、ホームページをご覧ください。 http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/uijtern_h28.html

◇お問い合わせ 県労政雇用課 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

第41期山梨県労働委員会使用者委員を任命

第41期山梨県労働委員会委員は、昨年7月1日から2年の任期で任命されましたが、使用者委員の松橋勝美氏の辞任に伴い、7月27日に、新たに田中一利（たなか かずとし）委員が後藤知事から任命されました。

○任期：平成28年7月27日～平成29年6月30日

新使用者委員

田中 一利
（有）ファイブスリー清掃顧問



平成28年春季賃上げ要求・妥結状況（最終結果）及び 夏季一時金要求・妥結状況調査（最終結果）について

県労政雇用課では、県下の民間労働組合（中小企業92組合、大企業108組合）を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」及び「夏季一時金要求・妥結状況調査」を実施しました。最終結果の概要は次のとおりです。

春季賃上げ要求・妥結状況最終結果 一産業別の状況(全体平均)一

分類等	要求状況			妥結状況		
	組合数	額(円)	率(%)	組合数	額(円)	率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	6	3,276	1.15	5	4,500	1.85
製造業	56	8,379	2.56	53	6,286	1.99
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	6	4,386	2.07	6	1,933	0.88
運輸業	8	11,944	3.73	8	5,939	1.86
卸売業、小売業	19	8,216	2.94	16	4,751	1.69
金融業、保険業・不動産業	4	3,400	2	4	0	0
サービス業、その他	23	10,352	3.53	17	4,487	1.52
合計	122	8,539	2.77	109	5,490	1.79

注1)数値は、加重平均（組合員1人当たりの平均）で算出している。

注2)組合数が3以下の場合には、X表示とする。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/shunkichinageyoukyuudaketsujoukyouyousasyuukeikekka.html>

夏季一時金状況最終結果 一産業別の状況(全体平均)一

分類等	要求状況			妥結状況		
	組合数	額(円)	率(%)	組合数	額(円)	率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	6	737,327	2.42	6	649,562	2.14
製造業	56	733,570	2.50	54	717,572	2.42
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	4	923,956	2.76	4	899,651	2.69
運輸業	12	737,329	2.29	12	630,797	1.96
卸売業、小売業	9	544,192	2.12	9	508,279	2.01
金融業、保険業・不動産業	3	X	X	3	X	X
サービス業、その他	20	611,942	2.11	18	564,469	1.94
合計	110	699,700	2.38	106	662,105	2.24

注1)数値は、加重平均（組合員1人当たりの平均）で算出している。

注2)組合数が3以下の場合には、X表示とする。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/kakiichijikin_tyosakekka.html

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ 平成28年8月1日以降に開始する介護休業から 介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります

支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業*からは、67%の支給となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。

なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、平成28年8月1日以降に開始する介護休業*から、引き上げられます。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

【注意点】平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%（平成28年7月31日までに介護休業を開始した方は40%）を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

※介護休業給付金支給申請書には、マイナンバーの記載が必要です。 お問い合わせは山梨労働局職業安定課（055-225-2857）まで

《民間企業を休職されている方、企業の人事ご担当者様》 復職のための準備を一緒にしませんか？

リワーク（職場復帰）では、うつ病等で休職されている方に休職期間を利用して、職場復帰に向けたウォーミングアップを行っています。

いくつかのウォーミングアップから、利用される方に合わせてカリキュラムを組みます（生活リズムの立て直し、作業体験、ストレッチ、認知行動療法やコミュニケーション等の講座他）。期間は3か月が標準ですが、利用される方の状況に合わせてプログラムを設定しています。

（注）リワークは、ご本人様、主治医と勤務先の同意を得てから開始します。

リワーク（職場復帰）の説明会

日程 9月23日（金）、10月28日（金）、11月25日（金）、12月21日（水）
（原則、毎月第4金曜日に実施）

時間 14時00分～15時00分 会場 山梨障害者職業センター会議室

*説明会の参加希望は、電話等でお申し込みください。

*なお、個別にご相談いただくこともできます。

お問い合わせ先

山梨障害者職業センター（担当：竹下）

山梨県甲府市湯田2-17-14

TEL 055-232-7069 FAX 055-232-7077

URL <http://www.jeed.or.jp/>

人材の育成・確保にジョブ・カード制度！

ジョブ・カードは、①生涯を通じたキャリア・プランニングのツールと②職業能力証明ツールとしての機能をもっています。個人のキャリア・アップや多様な人材の円滑な就職活動を促進するために、労働市場のインフラとして、キャリア・コンサルティングなどの個人への相談支援のもと、就職活動や職業能力開発などの各場面で活用されています。

ジョブ・カード制度の職業訓練を活用することにより、企業にメリットがあります！

- ①自社のニーズに合った職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保できます。
- ②訓練生の適性や職業能力を評価することにより、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。
- ③アルバイトやパート、派遣社員などを正社員に登用するときも活用できます。
- ④助成金を活用することにより、採用コストや企業研修にかかるコスト負担を軽減できます。
- ⑤人材育成や能力開発に積極的な企業であることをPRできます。



【問い合わせ】 甲府商工会議所 山梨県地域ジョブ・カードセンター TEL055-233-3225

やまなし起業フォーラム及びMt. Fujiイノベーションキャンプ2016の開催

LINE (ライン) 株式会社の元代表取締役社長 森川亮氏による講演会を開催します。起業を志した理由、経験談、起業家への応援メッセージなど、森川氏から、起業を志す方や何かにチャレンジしたい方に向け、ご講演頂きます。

講演終了後(午後)は、「Mt. Fujiイノベーションキャンプ」のビジネスプランコンテストが一般公開されますので、併せてのご参加が可能です。

- ◇開催日程 平成28年9月25日(日) 午前10時15分
- ◇会場 山梨学院短期大学 サザンタワー
- ◇内容 午前：森川 亮氏 (C Channel株式会社 代表取締役) による講演
午後：Mt. Fujiイノベーションキャンプ予選通過者によるプレゼンテーション
- ◇応募方法等 参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、Eメール又はFAX
- ◇申し込み・問い合わせ先 Mt. Fujiイノベーションキャンプ実行委員会事務局
TEL055-220-3512 FAX 055-220-3513

新事業・経営革新支援課 TEL055-223-1544 FAX 055-223-1569

職場のメンタルヘルス研修 ～メンタル障害者と治療の実際～

日医認定
生涯・実地
3単位

- ◇開催日 平成28年10月4日(火)
- ◇開催時間 午後2時～4時まで
- ◇会場 山梨産業保健総合支援センター研修室
- ◇講師 篠原 学 先生 (山梨大学 准教授)

メンタル障害に対する正確な知識と具体的な事例を通じ、職場におけるメンタルヘルスケアの重要性等について解説します。



<主催> 山梨産業保健総合支援センター (甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階)
<問い合わせ先> 山梨産業保健総合支援センター ☎055-220-7020 (代表) FAX055-220-7021

受講を希望する方は、FAX 又はインターネットからお申込みください。

平成28年度やまなし企業子宝率調査について

県では、少子化対策の一環として、次のとおり「やまなし企業子宝率調査」を実施します。「企業子宝率」とは、従業員がその企業在職中に持つと見込まれる子どもの数を推計するもので、企業の子育て環境の状況等を示す指標の一つとして考えられています。

常用雇用者が10人以上の企業であれば、調査に参加いただけます。是非、ご協力をお願いします。

- 1 調査対象 県内の常用雇用者10人以上の企業
- 2 調査内容 ① 59歳以下の従業員(男女問わず)とその子どもの年齢
② 子育て支援や働きやすい職場環境づくりへの取組内容
- 3 調査期間 平成28年8月19日～9月30日
- 4 回答方法 県庁ホームページの「やまなし企業子宝率調査」のページから調査票をダウンロードし、必要事項を記載の上、県民生活男女参画課までメール、ファックス又は郵送にてお送りください。調査にご協力いただいた企業には、子宝率を計算し、結果を郵送します。また、子宝率が高く、取組が他のモデルとなる企業については、「やまなし子宝モデル企業」として県内外に広くPRします。

●問い合わせ先/県民生活・男女参画課男女共同参画担当 TEL 055-223-1358

平成29年度県立峡南高等技術専門学校 入校生募集(推薦・前期)

- ◇試験日 [推薦] 平成28年10月21日(金) ※電気システム科のみ
[前期] 平成28年12月6日(火)
- ◇願書受付 [推薦] 平成28年9月23日(金)～平成28年10月7日(金)
[前期] 平成28年11月1日(火)～平成28年11月22日(火)
- ◇募集科

学科	定員	期間	推薦入試	一般入試
自動車整備科	20名	2年	無	前期
電気システム科	20名	1年	有	前期・後期

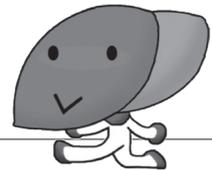
問い合わせ先 県立峡南高等技術専門学校(南巨摩郡富士川町青柳町3492)
TEL: 0556-22-3171 FAX: 0556-22-3172

肝炎予防普及啓発講習会を開催します!

山梨県では、肝炎ウイルス検査の未受検者の受検促進及び肝炎ウイルス感染者の医療機関への受診促進を図るため、二次医療圏毎に普及啓発講習会を実施します。

○実施日時・場所

日時	場所
9/20(火) 午後7時～9時	南部町役場南部分庁舎防災室(南巨摩郡南部町内船4473-1)
10/20(木) 午後7時～9時	いきいきプラザ都留3階研修室(都留市下谷2516-1)
10/26(水) 午後6時半～8時半	中央市立玉穂勤労健康管理センター(中央市下河東256)



- 講師: 山梨大学医学部附属病院(肝疾患連携拠点病院) 肝疾患センター長 坂本 穰先生
○対象者: どなたでも参加できます

問い合わせ 山梨県福祉保健部健康増進課 TEL055-223-1494

山梨労働局 健康安全課からのお知らせ

山梨労働局では、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に取り組んでいます!

山梨県内の休業4日以上死傷者数は、平成20年以降、「転倒災害」がトップを占める状況が続いており、平成26年には、全災害中で占める割合が28.3%と過去最高となりました。

平成27年1月から、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」に取り組んだこと等により、平成27年の全死傷者数755人のうち、転倒災害によるものが166人(22.0%)と減少したものの、依然として最も多く発生したところです。

全国的にも、全死傷災害の中で「転倒災害」が最も件数が多いことから、転倒災害のより一層の減少を図るため、今後、当該プロジェクトに期限を設けず、「STOP! 転倒災害プロジェクト」として継続的に展開していくこととしました。

危険ドラッグは買わない、使わない、かかわらない!

危険ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)を「合法」と称して販売している場合がありますが、**大変危険なものです。**

- ・合法ハーブは、違法な薬物などを混ぜ込んだものです。
- ・覚せい剤や麻薬だけでなく、危険ドラッグも依存症が疑われる物質が含まれています。
- ・薬物乱用は、1回でもダメ



(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

平成28年度 山梨県障害者職業能力検定のご案内

この検定は、障害者が職業に関する技術・技能に習熟し、企業への円滑な就労や職業意識・職業能力の向上を促進することを目的としています。

障害者雇用をお考えの企業関係者の皆様へ

検定を見学できます。就労を目指す受検者の真剣な様子を、ぜひご覧ください。

- **受検対象者** 15歳以上の知的障害者の方
- **検 定 日** 接遇サービス検定 事務アシスタント検定 平成28年12月3日(土)、4日(日)
ビルクリーニング検定(今年度から実施) 平成29年1月21日(土)、22日(日)
- **見学方法** 別室でライブ映像を視聴または、会場の後方から見学できます。

検定名(作業名)	検定内容	検定会場
接遇サービス検定 (喫茶サービス)	模擬的に設置された喫茶店における一連のサービスについて評価します。	山梨学院短期大学 スイーツスタジオ2F
事務アシスタント検定 (文書発送作業)	文書の三つ折り、あて名シール貼り、封入、封筒の仕分けの各作業について評価します。	山梨学院短期大学サザンタワー
ビルクリーニング検定 (清掃基本作業)	オフィス内の清掃を想定し、清掃基本作業(タオルによる机拭き作業、自在ぼうきによる掃き作業)について評価します。	山梨県立 高等支援学校桃花台学園

お問い合わせ 山梨県産業労働部 産業人材育成課 技能振興担当 TEL 055-223-1566 FAX 055-223-1560

雇用環境・均等室では事業主からのご相談もお受けしています!!

雇用環境・均等室では、労働者からのご相談はもちろん、事業主からの下記のようなご相談もお受けしておりますので、お気軽にご連絡ください。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、
パートタイム労働法、女性活躍推進法、
次世代法に係る相談、くるみん、えるぼし認定

賃金に関する相談
・基本給、手当の決め方
・評価の仕方
・賃金のモデル事例の紹介

労働時間に関する相談
・長時間労働を削減したい
・多様な労働者を活かすための
労働時間制度を取り入れたい

総合労働相談—事業主も利用できます—
労働者への対応全般
→状況により適切な部署をご紹介します。

助成金相談
制度を入れたが利用できる助成金がないか、など。
ご相談はお早めに。遅れると要件を満たせないことも。

内容によっては訪問も可能です。専門の職員が対応いたします。
山梨労働局雇用環境・均等室 TEL055-225-2851

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に 症状が生じた方に対する相談窓口

- ◆山梨県では、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン)を受けた後に体調が悪くなった方からの相談を受け付けております。
- ◆子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に関する医療や救済についてお聞きになりたい場合は、お気軽にお電話ください。



山梨県福祉保健部健康増進課
(医療・救済に関する相談窓口)

【電話番号】055-223-1494

【受付日時】月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時(祝日、年末年始を除く)

ストレスチェック制度の導入はお済みですか？

山梨労働局 健康安全課

平成27年12月1日から、常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが義務（労働者50人未満は努力義務）になりました。平成28年11月30日までに1回目のストレスチェックを実施しましょう。
 ※本制度の詳細は、山梨労働局ホームページへ掲載（一部厚生労働省ホームページへリンク）しています。

(http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/stresscheck.html)

※また、ストレスチェックの受検、結果の出力等を簡便に実施できる事業者向けプログラムが無料配布されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>（厚生労働省ホームページ）



労使紛争の解決援助制度をご利用ください！

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

解決事例紹介

パートタイム労働者は、店長から勤務態度不良という理由で解雇予告をされ、個人加入の労働組合に加入しました。組合は、会社に団体交渉を申し入れましたが、交渉の日程や開催場所の調整などができず、本労働委員会にアセスン申請を行いました。

アセスンの結果

組合は、組合員の解雇理由は不当であると主張して、解雇撤回、解雇から復職までの未払賃金の支払い、一定の勤務時間の確保を求めました。一方会社は、解雇には正当な理由があるが、解雇手続きに不備があったことは認め、別店舗での復職は可能としたものの、未払賃金の支払いは考えていないと主張しました。アセスン員は、組合員の復職への強い意志や解雇理由、解雇手続きなどを考慮し、会社に対して、別店舗での復職を前提に勤務時間の確保と金銭的な補償を検討するよう伝えました。後日、第2回アセスンが開催され、さらに当事者双方の調整を行った結果、解雇撤回、別店舗での復職、未払賃金の支払い、勤務時間の確保などを内容とするアセスン案が受け入れられ、解決となりました。

☆制度の詳細は、山梨県労働委員会事務局 (TEL055-223-1827)までお問い合わせください。

■お問い合わせ先■ 山梨県産業労働部労政雇用課

tel 055-223-1561 fax 055-223-1564

e-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。